

対象品目：全品目

規範項目

2

農業者の責務の確認

規範の必要性や背景

* 「環境への負荷のない持続的発展が可能な社会の構築」を基本理念とする環境基本法は、「事業者は、事業活動に伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する」としています。

* 食品安全基本法は、「食品関連事業者(農林水産業の生産者を含む)は、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給工程の各段階において適切に講ずる」ことを義務付けています。

* 農林水産省は、環境保全、農産物の安全性確保、農作業の安全性確保について、生産工程の各工程を記録・点検することにより品質管理を行う手法(工程管理)を積極的に推進しています。

取組事項

○農業経営主と家族を含む全ての従業員、受託作業者は、環境汚染の原因とその影響、農産物汚染の原因とその影響、作業事故の原因とその影響について理解し、自らの責任を認識する。

○そのためには、この茨城県GAP規範を理解し、農場のルール(農場管理規則等)に基づき、以下の事柄に取り組む必要がある。

- ・しなければならないことに対して適切な研修を受けていること
- ・使用する機械や装置の操作と管理法を知っていること
- ・緊急のときに何をすべきかを知っていること
- ・農場でのいかなる緊急対策にも対応することができること
- ・土壌、肥料や作物について、自ら作成した農場管理計画の全てのリスク評価の結果に従っていること

●優良農地の有効利用

優良農地を確保するため、農地について権利を有する者の責務として「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の明確化や転用規制の厳格化等が2009年の農地法改正で措置されました。このため、農地の耕作放棄地化の抑制に努め、不適切な転用はしないようにしてください。

●経営協定

日本の農業経営の大部分を占めている家族経営には、経営と生活の境目が不明確になったり、役割や労働時間、報酬、農場のルールがあいまいになりやすいという問題があります。その解決のためには、経営における管理規則や、農場のルール（農場管理規則）を策定して協定することが推奨されます。

●必要な記録や伝票の保管

農薬や肥料等の資材管理状況や、農業活動に関する情報を後で確認することができるようにするため、農薬や肥料、種子、苗、堆肥、土壌改良資材等の購入伝票やこれら資材の使用状況（使用年月日、場所、対象農作物、資材名、面積、量等）を記録し、保存するよう努めなければなりません[規範項目8（22ページ）、規範項目31（68ページ）参照]。また、農作物の出荷に関する記録・伝票については、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、保存するよう努めなければなりません[規範項目43（94ページ）参照]。

●緊急時対応マニュアルの準備

緊急時対応マニュアルの作成は、万一何らかの緊急事態が発生したときに、被害が拡大しないよう速やかに対応するのに役立ちます。燃油や農薬、肥料などの流出あるいは農作業事故といった考えられる緊急事態に対して、日頃から準備しておくことが重要です。

マニュアルに示された内容に変更がある場合は、マニュアルの更新を忘れないようにしてください。また、少なくとも3年毎に緊急時対応マニュアルを見直してください。

●緊急時対応マニュアルの項目

- ・緊急事態が発生したときに直ちに連絡を取るための緊急連絡先リスト
- ・全ての建物、道路、危険物の保管場所、水道管、ガス管、排水溝などの配置図
- ・排水用のポンプ、排水管の栓、水路のせき止め板などの緊急用機材等の設置場所

◆参考情報

- ・イングランド版適正農業規範、「私達の水・土壌・大気のプロテクト」初版（（一社）日本生産者GAP協会）
- ・日本GAP規範 Ver1.0, 初版（（一社）日本生産者GAP協会）
- ・一般社団法人日本生産者GAP協会HP（<http://fagap.or.jp/>）

◆関連法令等

- ・環境基本法
 - ・食品安全基本法
 - ・農地法
 - ・農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン
- <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>
 （総務省HP 法令データ提供システムで入手可能）
- <http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/guideline/index.html>（農林水産省HP）